

利用上の注意

1. この報告書は平成19年6月1日現在で実施した商業統計調査結果を本県分について独自に集計したもので、経済産業省公表の数値とは相違することがある。

2. 調査の目的

この調査は、全国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としている。

3. 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第23号として、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づいて実施している。

4. 調査期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施することとしている。

これまでの調査年次、調査の種類、調査の期日は次のとおりである。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年	甲・乙	9月1日	〃 54年	甲・乙・丙・丙2	6月1日
〃 29年	〃	9月1日	〃 57年	〃	6月1日
〃 31年	〃	7月1日	〃 60年	甲・乙	5月1日
〃 33年	〃	7月1日	〃 61年	丙	10月1日
〃 35年	甲・乙・丙	6月1日	〃 63年	甲・乙	6月1日
〃 37年	〃	7月1日	平成元年	丙	10月1日
〃 39年	〃	7月1日	〃 3年	甲・乙	7月1日
〃 41年	〃	7月1日	〃 4年	丙	10月1日
〃 43年	〃	7月1日	〃 6年	甲・乙	7月1日
〃 45年	〃	6月1日	〃 9年	甲・乙	6月1日
〃 47年	〃	5月1日	〃 11年	(簡易調査)	7月1日
〃 49年	〃	5月1日	〃 14年	(本調査)	6月1日
〃 51年	〃	5月1日	〃 16年	(簡易調査)	6月1日
			〃 19年	(本調査)	6月1日

本県については、昭和47年9月1日調査から実施している。

甲調査 = 法人組織の卸売・小売業（昭和27年～33年は飲食店を含む）

乙調査 = 個人経営の卸売・小売業（昭和27年～33年は飲食店を含む）

丙調査 = 一般飲食店（昭和35年～51年はその他の飲食店を含む）

丙の2調査 = その他の飲食店

5. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類 J-卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商

品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

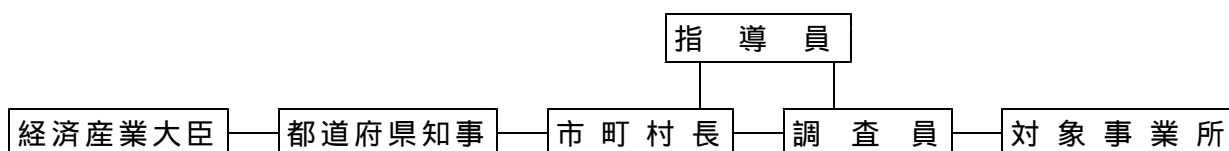
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

については、平成19年調査より調査を開始した。

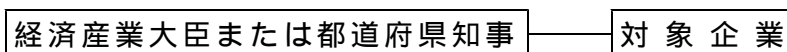
6. 調査の方法

商業統計調査の調査方法は以下の(1)、(2)による。

- (1) 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



- (2) 商業企業の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



7. 調査項目

共通項目	小売業のみ調査
(1) 事業所の名称及び電話番号	(10) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
(2) 事業所の所在地	(11) セルフサービス方式採用の有無
(3) 経営組織及び資本金額又は出資金額	(12) 売場面積
(4) 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号	(13) 営業時間等
(5) 事業所の開設時期	(14) 来客用駐車場の有無及び収容台数
(6) 従業者数等	(15) チェーン組織への加盟の有無
(7) 年間商品販売額等	法人組織のみ調査
(8) 年間商品販売額の販売方法別割合	(16) 年間商品仕入額の仕入先別割合
(9) 商品手持額	(17) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
	(18) 企業の事業所数等

8. 主な用語の説明

【事業所(商業事業所)】

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

【卸売業】 主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など}を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の販売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商・仲立業)。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

【小売業】 主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業{大分類Q-サービス業(他に分類されないもの)}とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- (7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

【従業者及び就業者】

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

(1)「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

(2)「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

(3)「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

(4)「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

(5)「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(6)「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

(7)「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

【年間商品販売額】

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

【その他の収入額】

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

【商品手持額】

平成19年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額(仕入時の原価による。)

【セルフサービス方式】(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

【売場面積】(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、豊小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

【営業時間】(小売業のみ)

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

【商品販売形態】(小売業のみ)

- (1)「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問または注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。
- (2)「訪問販売」とは、訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- (3)「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
- (4)「自動販売機による販売」とは、商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- (5)「その他」とは、ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

【来客用駐車場】(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

- (1)「専用駐車場」とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- (2)「共用駐車場」とは、他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。
- (3)「収容台数」とは、専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

9. 産業分類の格付け方法

産業分類別集計表は、原則として日本標準産業分類に基づき、産業分類の格付けを行って事業所の数値を集計している。

(1) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法により決定される。

まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に卸売業か小売業になった場合は、販売額のうち商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

さらに、その小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決める。

(2) 例外的な産業分類の格付け

ア 「4911 各種商品卸売業」

生産財（小分類501、522、523、524）、資本財（同521、531、532、533、539）、消費財（同502、511、512、541、542、549）の3財の商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業員が100人以上の事業所をいう。

イ 「4919 その他の各種商品卸売業」

生産財（小分類501、522、523、524）、資本財（同521、531、532、533、539）、消費財（同502、511、512、541、542、549）の3財の商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が100人未満の事業所をいう。

ウ 「5497 代理商、仲立業」

卸売業に格付けられた場合に年間商品販売額と「その他収入額の仲立手数料」を比較して仲立手数料が多い場合、「5497代理商、仲立業」に格付けする。

エ 「5511 百貨店、総合スーパー」

衣（中分類56）、食（同57）、住（同58、59、60）にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。

オ 「5599 その他の各種商品小売業」

衣（中分類56）、食（同57）、住（同58、59、60）にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%未満の事業所で、従業員が50人未満のものをいう。

カ 「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれの商品も飲食料品小売販売額の50%未満の事業所をいう。

キ 「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けする。

ク 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上ある場合をいう。

ただし、90%に満たないときは、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額により格付けされる。

(3) 販売額が同額の場合の格付け

ア 卸売販売額と小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けする。

イ 卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位2桁、同3桁、同4桁が同額の場合は若い方の分類番号に格付けする。

10. その他

(1) 年間商品販売額、その他の収入額、商品手持額及び構成比等の数値については、四捨五入の関係で積み上げ数値と合計値は必ずしも一致しない。

(2) 売場面積に関する単位当たりの数値は、売場面積を持つ事業所についてのみ計算している。

$$\text{売場面積 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間販売額} = \frac{\text{売場面積を持つ商店の年間販売額計}}{\text{売場面積計}}$$

$$1 \text{ 商店当たりの売場面積} = \frac{\text{売場面積計}}{\text{売場面積を持つ商店数計}}$$

(3) 年平均増減率は次式によって計算している。

$$\text{年平均増減率}(\%) = \left(\sqrt[a]{\frac{\text{当該年調査値}}{\text{前回調査値}}} - 1 \right) \times 100$$

aの値は、H9年調査 = 35/12、H11年調査 = 25/12、H14年調査 = 35/12
H16年調査 = 36/12、H19年調査 = 36/12で分子は調査間隔の月数である。

(4) 不詳とは、数値が不明のほか未記入のものも含む。

(5) 統計表の記号

- 調査をしないもの、又は実績数値のないもの

0及び0.0 端数四捨五入による単位未満のもの

(マ付) 負数であることを示す。(統計数値の前に付す)

X 事業所数が1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所。

また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所に関する数値が

前後の関係から判明する箇所は「X」で表示した。ただし、秘匿した数値は総計に含めている。

- (6) この報告書の数値を他に転載する場合は、「平成19年沖縄県の商業（平成19年商業統計調査）」による旨を明記すること。